

65歳以上の方へ

平成24年度 介護保険料の お知らせ



安平町に納めていただく65歳以上の方の平成24年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなが介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以上の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

保険料の決め方
65歳以上の方の保険料については、本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて6段階に分けられています。

段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	28,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	28,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	42,300円
第4段階 (特例)	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の額の合計額が80万円以下の方	46,810円
第4段階	世帯員に住民税が課税されている者がいるが、本人は住民税非課税の方	56,400円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	70,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の方	84,600円

※この保険料の段階に基づく平成24年度の保険料額は、6月中旬（年金天引きの方は10月）に個別に通知します。

問合せ 健康福祉課 保険医療
室 介護保険グループ
☎ 25 4 5 5 5

平成24年度介護保険料納期限	
期別	納期限
1期	7月2日
2期	8月31日
3期	10月31日
4期	12月28日

保険料の納め方
特別徴収の方（年金から天引きされている方）
年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。
普通徴収の方
6月中旬に安平町から送付される納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。